

平成16年度包括外部監査の報告書（要約） 平成17年3月30日

倉敷市包括外部監査人 公認会計士 佐藤 芳 郎

1. 選定した特定の事件

「水道事業」の財務事務及び経営管理について

2. 事件として選定した理由

倉敷市水道事業は、水道施設を計画的に整備し清浄な水を安定・安価に供給することによって社会公共の利益を図ることを目的として、公営企業として運営している。倉敷市の行財政改革が進展する中で、公営企業ないし企業会計の経営の健全化、効率化は大きな課題のひとつである。また、倉敷市水道局は平成14年度において岡山県南部水道企業団から購入する用水費（受水費という）の17.9%の値上げ等に伴い、水道料金を平成15年1月1日から17.02%と大幅に引き上げた。このように水道事業は公営企業であって今日的課題のひとつであり、また料金改定により倉敷市民の関心も高いことから、時宜にかなったものである。このように水道事業は公営企業であって今日的課題のひとつであり、また料金改定により倉敷市民の関心も高いことから、時宜にかなったものである。このように水道事業は公営企業であって今日的課題のひとつであり、また料金改定により倉敷市民の関心も高いことから、時宜にかなったものである。このように水道事業は公営企業であって今日的課題のひとつであり、また料金改定により倉敷市民の関心も高いことから、時宜にかなったものである。

3. 水道事業の概要

水道事業は大正5年給水を開始し、平成15年度末には99.8%の普及率となった。施設能力は1日当たり271,270 m³で平均稼働率は70%前後で推移している。しかし、人々の節水意識の高まりや不況による大口需要の減少等から給水量は減少し営業収益は減収傾向にあり、いずれ水道料金引上げが予想される。

4. 監査結果（主な項目のみ）

① 水道料金改定手続

- 岡山県南部水道企業団の構成員である倉敷市は、十分検討することなく企業団の受水費引上げを受入れている。水道局にとって、重要な水道用水供給先である企業団の受水費決定過程がブラックボックスとなっており、経済合理性が働かない。

② 滞納整理

- 給水停止業務及び繁忙時の共同等滞納整理体制は強化されているが、水道料金滞納額は年々増加し収納率は低下している。
- 水道料金の短期消滅時効(2年)への対応ができていない。

③ 職員給与費

- 退職者に対する特別昇給が個人別に検討されることなく機械的に行われている。
- 企業会計上引当てを要する退職給与引当金1,600,499千円が計上不足である。
- 全国的に批判されている特殊勤務手当をさらに見直す必要がある。

④ 経費

- 水道事業管理者に対して毎月5万円の交際費が支給されており未使用残高につき返金を受けているが、使用分につき支払帳票等が作成されておらずかつ支払証憑も添付されていない。
- 上級職に随行する際の旅費について、その必要性を検討することなく一律上級職に準じた旅費を支給している。

- ⑤ 固定資産
 - ・ 片島浄水場において、除却処理漏等の固定資産が 5,559 千円ある。
 - ・ その防止のために固定資産実査を実施すべきである。
 - ・ 第 6 次拡張事業は早期に見直し、結果としての過剰設備を生まないように水道事業経営審議会に施設整備事業の再評価を諮問すべきである。
- ⑥ 工事請負契約
 - ・ 水道局ホームページで公開されている平成 15 年度入札結果全 412 件の契約中、393 件が予定価格に対する落札率 95%を上回っている。
 - ・ 平成 16 年 8 月 1 日以降、95%以上の契約は高落札（高落札入札調査要綱）と認定され調査対象となっているが、水道局は要綱施行前の平成 15 年度高落札入札について対応を予定していない。
 - ・ サンプルングにより工事請負契約書及び関係書類を吟味したところ、個別監査手続を実施した結果では問題点は検出されなかったが、全ての落札状況を分析した結果では、業者間の競争を通じて公正な価格を得るという競争入札制度本来の機能が果たされているか、大きな疑問が残った。

5. 提言

① 水道局の経営状態について

平成 15 年度末における利益剰余金 1,214,686 千円は、監査修正項目（最も大きいものは退職給与引当金計上不足）を考慮すれば、501,682 千円の赤字となる。今後の水需要減少が予想される中、美味しい水・安全な水・災害に強い水を目指し、水というライフラインの信頼性を高めていく為に、さらに徹底した経費削減、事務の効率化、合理化を推進していく必要がある。

② 「管理意識」向上の必要性

監査の結果、固定資産の除却処理漏れ等、管理に対する意識が希薄ではないかと思われる不適切な事務処理が散見された。業務の効率を上げ、結果の質を高めるため、局全体に管理意識の向上を図るべきである。

③ 水道事業経営審議会による事業計画監視の必要性

監査結果で記載したように、料金改定につながる施設整備事業の再評価を水道事業経営審議会に諮問すべきである。

④ 倉敷市による水道企業団の経営の検証

企業団の受水費引き上げは必ず倉敷市の水道料金引き上げにつながる。受水費改定の必要性を検証できるのは企業団構成員である倉敷市であるから、倉敷市は企業団の経営を監視し、今後の料金改定要請を十分検討すべきである。

⑥ 入札制度改革について

水道局は入札の透明性を高める努力をしているが、平成 15 年度は依然 95%強の工事請負契約で 95%以上の高落札である。日本弁護士連合会提言の採用を検討すべきである。

⑦ 固定資産の減価償却と水道料金計算

工事負担金等補助金等を充当して取得した固定資産の減価償却は、今後も総原価に算入する場合には、水道料金算定上除外する等何等かの考慮を加える余地がある。

以 上